

令和6年12月定例会 第131号
栄町議会だより
 発行 栄町議会だより編集委員会

条例の一部改正、補正予算など13議案等を可決

令和6年第4回定例会（12月議会）が、12月3日から13日までの11日間の会期で開催されました。本定例会には、条例の一部改正4件、5会計の補正予算、総合事務組合規約の変更協議、訴えの提起、請願、議員発議案を合わせて計13件の議案等が提出され、全議案とも原案のとおり可決、請願は採択となりました。

なお、今定例会における一般質問は8名、傍聴者は延べ33名でした。

橋本町長の行政報告

栄町町制施行70周年記念事業及び記念式典について

令和7年には、町制施行70周年を迎えます。この大きな節目にあたり、豊かな自然、歴史と文化、そして、これまで町が築き上げてきた功績を見つめ直し、郷土に対する愛着と誇りを深める機会とするため、年間を通じ各種の記念事業を実施します。

記念式典は、令和7年11月16日に執り行う予定です。

仁川国際空港への視察研修について

10月9日から11日の間、成田空港の機能強化と合わせたエアポートシティの在り方について視察するた

め、韓国の仁川国際空港に、9市町の首長、空港関係者などと赴きました。視察結果を踏まえ、今後のエアポートシティ実現に向け、全力で取り組んでまいります。

中学生模擬議会について

11月14日、「中学生模擬議会」を開催しました。当日は、栄中学校2年生

から選出された、議長1名と代表議員9名が出席し、あらかじめ議員が所属するクラスの皆さんで検討した町の課題や問題点等について、代表議員を通じて質問や提案などをしていただきました。

質問は、町内の施設や設備上の問題点や行政サービス面など多岐にわたる内容で、大変有意義なものとなりました。

これらのご意見は今後の町政運営の参考にしたいと考えております。

中学生避難所設営訓練について

11月15日、将来町を担う中学生に、自助・共助の意識や防災意識を高めることを目的に、栄中学校1年生を対象に、栄町学校保健会主催の「中学生避難所設営訓練」が実施されました。

岩屋古墳・龍角寺104号墳非破壊調査にかかる記者発表会および栄町文化財講演会の実施について

11月16日、早稲田大学調査研究チームから、「これまで方墳と考えられていた104号墳が、方墳ではなく円墳であった」旨のご報告をいただきました。

ドラムの里感謝祭について

11月3日の文化の日に、「ドラムの里感謝祭」を開催いたしました。

当日は、新米の無料配布のほか、新米を使った食事を提供するキッチンカーが出店し、来場者に栄町産米のおいしさをPRしました。

また、5年振りとなる「餅まき」も開催し、大勢の方にご参加をいただきました。

令和7年栄町消防出初式について

令和7年1月11日に、ふれあいプラザさかえの文化ホールにおいて、「消防出初式」を挙行します。

当日は、町内外から約200名の来賓の皆様をお招きし、消防職及び団員約150名が参加して実施します。

令和6年度 栄町二十歳の集いの開催について

令和7年1月12日に、ふれあいプラザさかえ文化ホールにおいて、令和6年度栄町二十歳の集いを開催します。

式典は、実行委員会の運営により、20歳の方152名を対象に、町内外から来賓の皆様を招待して開催します。

ふれあいプラザさかえ等で行う催しについて

11月10日、「ART IN SAKAE 記憶美術館プロジェクト」と題し、栄町出身でアーティストのシムラ ユウスケさんとタ

イの絵本アーティストのフアン・ピーティさんにより、ふれあいプラザさかえ内の窓ガラスに、ご自身のアート作品を制作していただきました。

大変素晴らしいものとなっておりまして、是非、ご覧いただければと思います。

また、12月14日及び15日に、栄中学校体育館等において「さかえスポーツフェスタ」、令和7年2月16日に、「2025リバーサイドさかえドラムマラソン」を開催します。

当日は、コース及び周辺道路で交通規制を行いますので、ご協力をお願いいたします。

そして、令和7年3月1日及び2日には、ふれあいプラザさかえで、「2025第30回栄町ふれあい文化祭」を開催します。

※この行政報告は、定例会初日（12月3日）に行われたもので、現時点の状況とは異なる場合があります。

議案審議

議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和7年3月31日をもって布施学校組合(御宿町)が解散することにより、千葉県市町村総合事務組合を組織する団体の数が減少することに伴い、同組合を組織する団体の数の減少及び同組合の規約の変更について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例及び栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和6年人事院勧告に準じた千葉県職員の給与改定に係る令和6年千葉県人事委員会勧告を踏まえ、当町の一般職の職員及び会計年度任用職員の給与について、県に準じた改正を行うとともに、その他の改正を行うものです。

議案第3号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

を踏まえ、特別職の期末手当の年間支給月数について、一般職の職員との均衡を図るため改正を行うものです。

議案第4号 栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和6年度税制改正に伴う地方税法施行令の改正を踏まえ、国民健康保険税のうち後期高齢者支援助金等課税額に係る課税限度額を同施行令に定める法定課税限度額まで引き上げるよう改正を行うものです。

議案第5号 栄町中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

産業競争力強化法の改正に伴い、条例中で引用する同法の規定の条項名について改正を行うものです。

議案第6号 訴えの提起について

平成24年度に行った消防救急無線装置購入にあたり行われた談合により損害を受けたことから、その賠償請求訴訟を提起するため、議会の議決を求めるものです。

議案第7号 令和6年度栄町一般会計補正予算(第8号)

歳入歳出それぞれ2億5,629万円を増額し、総額87億8,177万2千円とするものです。増額の主なものは、歳入

では、町税、国庫支出金、県支出金、財政調整基金繰入金などによるものです。歳出では、国民健康保険会計健全運営推進事業、障がい福祉サービス提供事業、後期高齢者医療制度適正執行事業などによるものです。

議案第8号 令和6年度栄町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ1億5,732万8千円を増額し、総額27億6,981万2千円とするものです。増額の主なものは、歳入

では、保険給付費等交付金などによるものです。歳出では、医療費等保険給付事業などによるものです。

議案第9号 令和6年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ248万2千円を減額し、総額3億5,909万2千円とするものです。減額の理由は、歳入では、保険基盤安定繰入金によるものです。歳出では、後期高齢者医療保険料納付事業によるものです。

議案第10号 令和6年度栄町介護保険特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ904万3千円を増額し、総額18億9,552万4千円とするものです。増額の主なものは、歳入では、介護保険財政調整基金繰入金などによるものです。歳出では、介護保険給付事業、介護予防・生活支援サービス事業などによるものです。

議案第11号 令和6年度下水道事業会計補正予算(第3号)

第3条予算の収益的支出の予定額を6億1,180万5千円に補正するとともに、第4条予算の資本的支出の予定額を3億9,152万1千円にするなどの補正をします。

補正の主なものは、収益的支出では、処理場修繕費、管渠等修繕費などの増額によるものです。資本的支出では、公共下水道施設改良費の増額によるものです。

議案第1号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書

特定商取引法平成28年改正後も同法の対象取引分野における消費者相談は高止まりを示しており、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この5

年後見直しを機に、特定商取引法の抜本的改正がなされるのが急務となつていく。消費者の安心安全な生活を確保するため請願書を提出するものです。

議案第1号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書

超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要であり、さらに、連鎖販売取引(マルチ取引)の若者を狙った被害の増加が予想されるため、国に対し特定商取引に関する法律の改正を行うよう強く要望するものです。

町政のことが知りたい 一般質問

小・中学校教職員の勤務状況について

野平 問 小・中学校教職員の勤務状況については、以前より早朝から深夜まで過酷な勤務実態が問題視されてきているが、全生徒児童へのタブレットの配布やDX化の推進により教職員の勤務状態に変化はあつたか。答 校務がDX化される以前は、各教職員が様々な学習場面での評価を児童生徒名簿に記録し、数値化等し

ながら成績の処理を行い、学習成績補助簿というクラスごとの一覧表に書きで記載をしていた。また、総合所見等は一覧表に書きで記載をしたり、別のデータを独自に作成し、プリントアウトや張り付けをしたりするなど時間と手間がかかる業務の一つであった。DX化が進み、各種データは校務支援システムに入力することで管理することができ、点検や修正が容易になり、時間的な短縮を図ることができた。さらに、データ上で確認・点検することができると、ペーパーレス化を推進することもできている。

現在は、教職員の使用する校務支援PCのインターネット接続を可能とする環境設定変更を実施し、「自動採点システム」を導入することが可能となった。これにより採点業務やテストの分析の時間が大幅に短縮できるようになり、「生徒と向き合う時間」や「授業準備の時間」の確保がさらに推進できるようになることを期待している。

医療的ケア児の支援について

問 医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加を背景に、医療的ケア児の心身の

状況等に応じた、適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている。そこで、町の医療的ケア児の支援の取り組みについて伺う。

答 医療的ケア児の支援には、病院や福祉サービス事業所、学校など、様々な機関とネットワークを構築する必要があるので。千葉県には、「医療的ケア児等支援センター」が令和4年7月に開所し、医療的ケア児とその家族に対する相談支援、及び医療的ケア児を支援する人材育成を行っている。また、町が障がい者の総合相談を委託している基幹相談支援センターや町内の計画相談支援事業所が医療的ケア児等コーディネーターを配置している。なお、町の医療的ケア児支援の具体的な取り組みとしては、令和5年度に訪問入浴サービス事業を開始し、家族の介護負担の軽減と、看護職員による体調確認によつて安全に入浴できる環境を提供している。

今後の取り組みとしては、医療的ケアが必要な子どもが安心して生活できるように、県医療的ケア児等支援センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターと連携し、勉強会を実施し、支援体制の整備・充実に努め、関係者による支援

の検討の場を設置している。

小・中学校用の学習機の拡張板の導入見込みについて

問 瀨 真一

問 DX化に伴い、タブレットと教科書を置く学習機が狭くなっており、安食台小学校でテスト的に無料サンプルの貸与を実施していた学習用の拡張板を、今後町全体として導入する見込みや計画があるのかを伺う。

答 学習機用天板拡張器具については、安食台小学校が地域の方からの紹介を受け、学校が独自でテスト的に活用をしている。業者から41台の器具が貸与され、各学年が1週間ずつ使用している。使用してみた教職員の感想だが、メリットとして、「机が広くなり、タブレットと教科書やノート、資料を置いて十分なスペースがあり学習に取り組みやすくなった。」や「端部に立ち上がりがあるのので、タブレットも落とす心配が少なくなり安心して使用できる。」などが挙げられた。デメリットとしては、「30人を超える学級では、机が広くなった分教室が狭くなり、机間巡視、指導がしにくくなった。」や「机が重くなったので、隊形を変えたり、掃除のときに机を移動したりするときに不便になった。特に低学年の児童には大変だった。」などが挙げられた。

今後、安食台小学校の様子や児童の感想、周辺市町で導入している自治体の状況を聴き取りながら、導入の可否について検討を進めていきたいと考えている。

栄町の空き家対策について

高萩 初枝

問 空き家の調査結果とその活用や効果、空き家対策特別措置法改正の主な内容及び委員会や協議会の役割と設置予定は。空き家の利活用促進にあたり、若者が住みやすい環境を整えるため、市街化区域の地区計画の見直しを行う方向か。

答 空き家調査では、313件を空き家の可能性が高い物件として特定した。地区別には、安食地区が最も多く111件、次いで安食台地区の45件、竜角寺台地区の44件となっている。これらの所有者に対する意向調査からは、不動産相談会や空き家バンクに興味がある方がいることの把握ができ、活用できる制度の案内を郵送した。

次に、空き家等対策の推進に関する特別措置法については、空き家等の「活用」の拡大、「管理の確保」、「特定空き家等の除去等」の三

本の柱で、総合的に対策を強化することとし改正したものである。「管理の確保」については、市区町村長は、特定空き家等になるおそれのある空き家等の所有者に対して指導することができ、なお改善されず、特定空き家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、勧告することができることとなった。また、所有者の責務が強化された。

次に、特定空き家に該当した場合、法に基づく措置を行うこととなるので、特定空き家であるのか否かを判定する機関として「特定空き家等判定委員会」を設置し、特定空き家に対する助言・指導等の措置に向け手続きを行なうものであり、令和7年4月の設置を目指している。

また「空き家対策協議会」は、判定委員会で疑義のあった空き家等または特定空き家に対して行政執行などを行う場合には、あらかじめ対策協議会の多角的な意見を聴くことを想定しており、他の自治体の事例も参考にしながら慎重に検討し、令和7年6月の設置を目指していく。次に、地区計画の見直しについては、例えば竜角寺台地区計画対策委員会等の意見を伺ったうえで、必要

があれば検討していきたいと考える。

ドラムの里活性化計画の方向性について

渡邊 健一

問 ドラムの里の物産館、レストランなど既存施設を中心にリニューアル工事を6億円の予算で行い、黒字化の計画を立てている。リニューアルでは魅力ある施設といえず、来場数及び売上高の達成、黒字化は実現できないのではないかと。リニューアルに際しては、県道成田安食線バイパスからの視認性の低さや、直売所の売り場面積やバックヤードの狭さ等の課題の解決や駐車場の拡張、房総のむらとの連携などにより、国土交通省が示す店舗施設が無い道の駅の立寄り率10%に向上させることとされている。

また、房総のむらの来場者を誘客できるように、ドラムの里への動線を強調したエントランスの設置や樹木の間伐を実施し、ドラムの里に自然と足が向くような動線を整備する。これにより、年間15万人が訪れている房総のむらの来場者をドラムの里に立ち寄る環境を整備する。なお、県道鎌ヶ谷本埜線バイパスが開通したことにより、ドラムの里の前面道

路を通過する交通量は明らかに増加していると考えられることから、ドラムの里のリニューアル工事に伴い、さらなる来訪者の増加が期待される。

また、来場者を取り込むためには、集客効果が高い定期的なイベントの開催やPR活動が重要であることから、効果的な宣伝広告を行うことで、来場者及びドラムの里全体の売上げを向上させ、黒字化を目指すこととしている。

栄町の財政でなぜ様々なことができないという状況かについて

三浦 容子

問 11月の広報さかえて、令和5年度の決算は「一般会計ほか、4特別会計の全てが黒字」と報告されました。では、なぜ栄町の財政は厳しいのでしょうか。

答 町の財政状況を示す指標として、まずは、人件費や扶助費、補助費等の経常的な経費が、町税や地方交付税等の経常的収入にどれだけ充用されているかを示す経常収支比率がある。この指標は、ポイントが低いほど財政的に余裕があり弾力性が高いことを示し、逆に高いほど自由度が少なく財政が硬直化していることとなる。令和5年度決算における同比率は、前年度か

ら1.6ポイント上昇し、県内平均の91.9%を上回る96.3%と高い状況にあり、県内の町村では一番高くなっている。

次に、借金にあたる地方債残高は、前年度から5億3,806万4千円減少し、61億3,244万3千円となったが、県内町村平均43億9,400万円を未だ上回っている。

また、決算時における財政調整基金残高、11億3,755万3千円についても、県内町村平均12億9,400万円と比較して少ない状況となっている。

このようなことから、効率的な財政運営に努めてはいるものの、経常的な収入に對し、町の人口が急増した時の行政需要に對するために採用した職員の人件費や、臨時財政対策債の償還など公債費の支出の割合が高い状況が今後も続くこと予想される。

健全な財政運営という点では、毎年度の収支決算が黒字であることは当然のことであるが、町が自由に使える財源が限られている意味で、財政が厳しいということになるものである。

栄町の小中学校の教員不足について

野口 理恵

そこに関わる方が不足してはいますが、生徒の指導面や先生の過重労働の現状。栄町の現状はいかがであるか。

答 各小中学校に配置をされている県費負担教職員は「公立小中義務教育学校定員配置基準」に基づいて配置され、この教職員数が定数となる。この他に、各学校の状況や課題を解消するために「加配教員」が配置されることがあり、ある一定の条件を満たしているか、課題等が明確な場合、県教育委員会に要望を提出し、必要があると認められた場合に配置されるが、要望通りに配置することが約束されるものではない。

栄町の配置状況について、令和6年度4月は、全ての学校が定数通り配置されているが、加配教員については、要望をした数の配置には至っていないのが現状である。

校長先生が授業を指導したり、職員室に誰もいない状況があるとの指摘があったが、栄町においては、職員室に誰もいなく児童生徒が不安になるようなことはない。しかし、年度途中からの休業者や休職者が発生した場合、後任の補充がで

きず校内の人材をフルに活用し、対応する状況が生じている。町教育委員会としては、

そのような状況を可能な限り解消し、学校の負担増や教職員の過重労働等にならないよう人材を発掘したり、県教育委員会に早急な配置を依頼したりするなど取組を行っているが、教員不足は教育界の大きな課題であり、その対応に苦慮している現状がある。

義務的経費を除いたお金の使い方について

岡部 千恵子

問 栄町は常に経常収支比率が高い状況が続いており、義務的経費を除いた自由に使えるお金が少ない。その自由に使えるお金の使い道を尋ねる。

答 予算を決めるプロセスとしては、栄町財務規則に基づき、国や県等の情勢、町の財政事情、町長の意向等を反映した予算編成方針を作成し、次年度に必要となる予算の要求作業に入ることとなる。

各課からは、町総合計画との関連性をはじめ、事業の費用対効果や優位度の高い補助金等の財源、町民からの意向、町長からの指示等、様々な視点で検討した結果として予算要求されるものであり、ヒアリングなどを進め、最終的に町長の査定を受け、議会の

への予算案上程となる。

なお、今年度からは、予算編成の前段において、後期基本計画における実施計画のローリング作業として、計画年度に捉われず、事業内容の見直しを行っており、義務的経費が大宗を占める中であつても、計画と予算の効率的な連動を図ることで、総合計画の基本方針である「町民が希望をもてる町」を目指している。

令和7年度の予算編成方針においても、重点プロジェクトを中心として、栄町総合戦略に基づく事業、現在策定中であることもまんなか計画に基づく少子化対策や子ども子育て施策の充実、更には地域産業の活性化、定住・移住に係る各事業、防災減災やDX関連など、町の喫緊の課題に立ち向かう事業に重点的に予算を配分することとし、現在、編成作業を行っているところである。

その他の一般質問

早川 久美子

・全国学力・学習状況調査のCBTでの実施について
・リチウムイオン電池等の回収について

間瀬 真一

・令和6年度からの布鎌小学校の複式学級について

渡邊 健一

・日医大へのバス実験運行について
・心も体も健康なまちづくり
三浦 容子
・地域おこし協力隊について
野口 理恵
・ふれあいプラザさかえ臨時駐車場の造成工事の土砂の搬入について
・栄町の浴場施設の修復又は新設について

令和6年第3回臨時議会

10月臨時議会が10月16日に招集され、3議案が原案のとおり可決されました。

橋本町長の行政報告

「財産の取得について」

令和6年度に購入した小学校教師用教科書等につき、本来、条例に基づき、予定価格が700万円以上の動産の買入れについては、契約前に議会の議決を得なければならなかつたところが、その手続きを経ずに契約し、購入していたことが判明しました。

このような事態を招いてしまい深くお詫び申し上げます。今後は、改めてチェック体制を強化し、再発防止に努めて参ります。

「子どもまんなか宣言について」

第3回定例会の行政報告

において、子どもまんなか宣言を11月開催の中学生模範議会にて行う予定と申し上げましたが、現在策定を進めている「栄町子ども計画」の策定作業と歩調を合わせ、令和7年3月に延期し宣言します。

「栄町総合防災訓練について」

10月6日に栄町総合防災訓練を実施しました。

布鎌小学校の訓練には、消防団女性部、災害対策コーデイネーター及び消防職員の指導の下、避難所設営、応急救護、消火器取扱及び炊き出し訓練のほか、長門川水道企業団による給水支援も行われました。

安食台小学校では、避難所運営委員会による支援物資の配送訓練や、社会福祉センター開設・運営訓練が行われたほか、竜角寺台地区においても安否確認訓練が行われました。

今後は、酒直小学校や竜角寺台小学校などでも、関係自治会と調整して訓練を行うなど、大規模災害時の避難所の設置・運営がスムーズに行われるよう努めてまいります。

「安食駅イルミネーションについて」

11月23日、夕方5時から点灯式を開催し、令和7年の2月末までの期間実施

※この行政報告は、(10月16日)に行われたもので、現時点の状況とは異なる場合があります。

議案 審議

議案第1号 全員賛成
専決処分を報告し承認を求めることについて

第50回衆議院議員総選挙に係る予算執行について、令和6年度栄町一般会計補正予算(第6号)を定めることについて専決処分したので、議会に報告し承認を求めます。

議案第2号 全員賛成
令和6年度栄町一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出それぞれ264万円を増額し、総額85億2,548万2千円とするものです。増額の主なものは、歳入では財政調整基金繰入金によるものです。歳出では、施設維持管理事業などによるものです。

議案第3号 全員賛成
財産の取得について(追認)

町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による議会の議決を経ずして、教師用の教科書及び指導書を取得したため、当該議決を求めます。

編集後記

令和6年最終12月議会の一般質問者は、8人中6人が新人議員となりました。テーマは教育関連・ドラムの里活性化計画・財政状況・臨時駐車場造成工事・町予算決算等の質問となり、傍聴者も新人議員に対しての期待感もあつてか、前年同時期(6月、12月)の傍聴者数は84人と前年比168%となりました。今後、関心度アップに向け議員全員で頑張っていきます。

大野信正

発行者 栄町議会だより編集委員会
野田泰博(委員長)、早川久美子(副委員長)、大野信正、新井茂美、野平薫、岡部千恵子
連絡先 栄町議会事務局
栄町安食台一丁目2番
☎ 33-7715 FAX 95-4274
✉ gikai@town.sakae.chiba.jp
3月定例会は、3月4日(火)～14日(金)までを予定しています。
※請願書及び陳情書については、議会運営委員会の審査を受けることと原則としているため、2月21日(金)必着で提出くださるようお願いいたします。また、会議の詳細につきましては、今後発行される会議録または町議会ホームページをご覧ください。